

### 鳥取県選挙管理委員会告示第36号

平成19年4月8日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条第1項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成19年3月30日と定めたので、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

平成19年3月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次